

## さいたま市指定管理者の選定結果公表要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第3条に規定する候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり、その透明性及び公平性を確保するため、同条例第2条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）に係る選定結果の公表について必要な事項を定めるものとする。

### (公表の内容等)

**第2条** 市長は、候補者を選定したときは、公募による方法又は公募によらない方法のいずれかにかかわらず、当該選定結果について公表するものとする。

2 前項の選定結果の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者を指定しようとする施設（以下「対象施設」という。）の名称
- (2) 対象施設の所在地
- (3) 申請（応募）団体等の名称
- (4) 候補者の名称及び代表者名
- (5) 候補者の所在地
- (6) 指定しようとする期間
- (7) 審査項目、配点及び申請者の得点
- (8) 申請者の指定管理料提示額
- (9) 選定するべきとした理由
- (10) 委員会の開催日及び出席委員名
- (11) 今後の予定
- (12) 対象施設を分掌する課等の名称及び連絡先

### (公表の方法)

**第3条** 選定結果の公表は、対象施設を分掌する課等において閲覧に供する方法及びインターネットを利用して行う方法によるものとする。

2 選定結果の公表は、さいたま市公の施設の指定管理者に関する選定結果（別記様式）により、選定後速やかに公表するものとする。

### (公表の期間)

**第4条** 選定結果の公表期間は、対象施設の指定期間が終了する日までとする。

### (その他)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、委員会の選定結果の公表について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### (さいたま市指定管理者の審査結果公表要綱の廃止)

2 さいたま市指定管理者の審査結果公表要綱は廃止する。

別記様式

さいたま市●●施設の指定管理者に関する選定結果

- 1 対象施設
  - (1) 名称
  - (2) 所在地
- 2 申請（応募）団体等の名称
- 3 候補者として選定するべきとした団体
  - (1) 名称
  - (2) 所在地
  - (3) 代表者

4 指定しようとする期間  
 年 月 日から 年 月 日まで （年間）

5 審査項目、配点及び各団体の得点【●●局指定管理者審査選定委員会】

審査項目	配点 (満点)	申請者 名1	申請者 名2	申請者 名3
1 市民の平等な利用の確保ができるものであること				
2 施設の効用を最大限に発揮させるとともに経費の縮減が図られるものであること				
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること				
合計得点				
(参考) 100点換算割合	100点			
実績評価点				
最終合計得点				

6 申請者の指定管理料提示額

申請者の名称	指定管理料提示額	備考
申請者名1	円	
申請者名2	円	
申請者名3	円	

(参考) 市の募集時の指定管理料価格 \_\_\_\_\_ 円

7 選定するべきとした理由

例) ●●局指定管理者審査選定委員会から、株式会社●●は利用者への公平性の確保や施設の管理体制、情報セキュリティなど総合的にも優れているという評価であることから、指定管理者候補者案としたとの答申を受け、株式会社●●を候補者として選定しました。

8 今後の予定

9 審査選定委員会

●●局指定管理者審査選定委員会

開催日 年 月 日 ( )

出席委員

10 担当所管名

担当

電話